

市発注工事の受注者様

契約課長

下請負契約に係る提出書類について

市発注工事を受注した元請業者は、工事の一部を下請負に付する場合には、適正な施工を確保するため、下記の書類を提出してください。

記

1 提出書類について

| 提出時期          | 提出書類                     | 要綱（※1）、指導事項（※2）の規定 | 提出先 | 備考               |
|---------------|--------------------------|--------------------|-----|------------------|
| 着工時および<br>施工中 | ①共済掛金収納書届<br>（指導事項様式1）   | 指導事項8（1）           | 契約課 | 契約後1カ月<br>以内に提出  |
|               | ②施工体系図                   | 要綱 第7条第1項          | 監督員 |                  |
|               | ③下請負契約書等                 | 要綱 第7条第3項<br>指導事項4 | 監督員 |                  |
|               | ④下請負工事の内訳書               | 要綱 第7条第3項          | 監督員 |                  |
| 工事完成時         | ⑤建退共証紙貼付実績書<br>（指導事項様式2） | 指導事項8（6）           | 監督員 | 工事完成届に<br>添付して提出 |
| 着工時および<br>施工中 | ⑥施工体制台帳                  | 要綱 第7条の2           | 監督員 |                  |

①と⑤は、下請業者を用いない場合でも、自社で建設業退職金共済制度の対象労働者を使用するときは、必ず提出してください。

②と⑥は、建設業法第24条の8の規定に基づき作成してください。

※1 要綱 →「秋田市建設工事下請負の適正化に関する要綱」

※2 指導事項→「入札参加にあたっての指導事項」

注) ①・⑤の様式は、契約課ホームページの様式集にあります。

3 本通知の適用日

令和3年4月1日以降に請負契約を締結する建設工事から